

静岡県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

### 静岡県企業局管理規程第7号

静岡県企業局組織規程の一部を改正する規程

静岡県企業局組織規程（昭和44年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>第8条 工業用水道事業、水道事業又は地域振興整備事業に関する事務を処理するため、次の表の左欄に掲げる事務所を置き、それぞれの事務所の位置及び所管区域は、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="213 898 767 1335"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>企業局東部事務所</td><td>富士市中之郷</td><td>工業用水道事業にあつては、柿田川工業用水道、<u>富士川工業用水道</u>、<u>東駿河湾工業用水道</u>、静清工業用水道及び（略）</td></tr></tbody></table> <p>2～5 （略）</p> <p>6 事務所の事務の一部を分担処理するため、次の出張所を置く。</p> <table border="1" data-bbox="213 1491 767 2018"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>企業局東部事務所 岳南出張所</td><td>富士市厚原</td><td><u>富士川工業用水道</u>、<u>東駿河湾工業用水道</u>（富士市（平成20年10月31日における行政区域による富士川町の区域を除く。）に限る。）及び富士川用水共有施設の布設区域</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	企業局東部事務所	富士市中之郷	工業用水道事業にあつては、柿田川工業用水道、 <u>富士川工業用水道</u> 、 <u>東駿河湾工業用水道</u> 、静清工業用水道及び（略）	名称	位置	所管区域	企業局東部事務所 岳南出張所	富士市厚原	<u>富士川工業用水道</u> 、 <u>東駿河湾工業用水道</u> （富士市（平成20年10月31日における行政区域による富士川町の区域を除く。）に限る。）及び富士川用水共有施設の布設区域	<p>第8条 工業用水道事業、水道事業又は地域振興整備事業に関する事務を処理するため、次の表の左欄に掲げる事務所を置き、それぞれの事務所の位置及び所管区域は、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="828 898 1382 1335"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>企業局東部事務所</td><td>富士市中之郷</td><td>工業用水道事業にあつては、柿田川工業用水道、<u>ふじさん工業用水道</u>、静清工業用水道及び（略）</td></tr></tbody></table> <p>2～5 （略）</p> <p>6 事務所の事務の一部を分担処理するため、次の出張所を置く。</p> <table border="1" data-bbox="828 1491 1382 1973"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>企業局東部事務所 岳南出張所</td><td>富士市厚原</td><td><u>ふじさん工業用水道</u>（富士市（平成20年10月31日における行政区域による富士川町の区域を除く。）に限る。）及び富士川用水共有施設の布設区域</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	企業局東部事務所	富士市中之郷	工業用水道事業にあつては、柿田川工業用水道、 <u>ふじさん工業用水道</u> 、静清工業用水道及び（略）	名称	位置	所管区域	企業局東部事務所 岳南出張所	富士市厚原	<u>ふじさん工業用水道</u> （富士市（平成20年10月31日における行政区域による富士川町の区域を除く。）に限る。）及び富士川用水共有施設の布設区域
名称	位置	所管区域																							
企業局東部事務所	富士市中之郷	工業用水道事業にあつては、柿田川工業用水道、 <u>富士川工業用水道</u> 、 <u>東駿河湾工業用水道</u> 、静清工業用水道及び（略）																							
名称	位置	所管区域																							
企業局東部事務所 岳南出張所	富士市厚原	<u>富士川工業用水道</u> 、 <u>東駿河湾工業用水道</u> （富士市（平成20年10月31日における行政区域による富士川町の区域を除く。）に限る。）及び富士川用水共有施設の布設区域																							
名称	位置	所管区域																							
企業局東部事務所	富士市中之郷	工業用水道事業にあつては、柿田川工業用水道、 <u>ふじさん工業用水道</u> 、静清工業用水道及び（略）																							
名称	位置	所管区域																							
企業局東部事務所 岳南出張所	富士市厚原	<u>ふじさん工業用水道</u> （富士市（平成20年10月31日における行政区域による富士川町の区域を除く。）に限る。）及び富士川用水共有施設の布設区域																							

7～8 (略)

7～8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この管理規程は、令和4年3月26日から施行する。